

大学共通編

履修要項および履修案内



1

授業科目について

[1] 授業科目の区分について

本学における授業科目は、以下の3つに大きく区分されています。

①

共通 教育科目

すべての学生に共通に開講されている授業科目で、ここに含まれる授業科目は、さらに次のように科目区分されています。

キリスト教教育科目 総合教育科目 英語教育科目 外国語教育科目
S & E教育科目 キャリア開発教育科目

②

専門 教育科目

専門教育課程として各学科ごとに設けられている授業科目です。専門教育課程では、専門性を高めるための学修がより効果的に進められるよう、履修上の各授業科目が体系化ならびにグルーピングされています。（例：基礎科目、展開科目など）

③

教職に 関する科目

上記の①②とは別に、教員免許状取得に必要な科目として教職課程上単独開設されている授業科目です。

- ※上記①～③以外に、日本語科目と日本事情に関する科目がありますが、これら科目は外国人留学生または海外帰国子女のために開設されている授業科目です。
- ※教職に関する科目以外にも、各資格取得課程に係る科目がありますが、それら科目はすべて上記①②で開設されています。

[2] 授業科目の履修上の区分について

授業科目は、その科目が卒業要件に係る必要の度合から、次のように履修上の区分がされています。

必修科目：必ず履修しなければならない科目

選択必修科目：限られた選択肢の中から所定の科目数、単位数を必ず履修しなければならない科目

選択科目：選択肢の中から希望により選択して履修することができる科目

2 単位制度について

授業科目には、それぞれ単位数が付記されています。それは、大学における各授業科目の学修量が「単位」という尺度で測られているからです。すべての授業科目は、講義、演習、実験、実習および実技のいずれかとして分類されていて、その種類に応じて本学学則において定めた時間学到修し、試験・レポートなどにより合格と判定されたとき、単位の修得が認められます。

この単位を、授業科目区分・分類ごとに定められた数だけ修得することによって、卒業要件を満たすことができます。（詳しくは、「**3 卒業要件について**」を参照してください。）

なお、本学においては、90分の授業をもって2時間と計算します。

〔単位計算方法・基準〕

授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目など学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

3 卒業要件について

卒業を認められるためには、下記の二つの要件を満たさなければなりません。

(1) 本学に4年（ただし、薬学科生は6年）以上在学すること

※休学期間は在学期間に含めません。

※編入学した学生は、本学在学年数に2年（薬学科編入生は3年）を参入することができます。

※在学期間は8年（ただし、薬学科生は12年）を超えることができません。

(2) 各学科別に示す以下の表において、卒業に必要な最低修得単位数を修得すること

学 部	学 科	共通教育科目	専門教育科目	自由履修 (後述 参考 参照)	卒業要件 総単位数
文学部	日本語日本文化学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	英語英米文化学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	外国語コミュニケーション学科	20単位	78単位	30単位	128単位
生活環境学部	生活マネジメント学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	環境デザイン学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	食環境栄養学科	28単位	92単位	8単位	128単位
現代文化学部	国際社会学科	20単位	78単位	30単位	128単位
	情報文化学科	28単位	71単位	30単位	129単位
	コミュニティ福祉学科	28単位	70単位	30単位	128単位
人間科学部	現代子ども学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	心理学科	28単位	70単位	30単位	128単位
	芸術・芸術療法学科	28単位	70単位	30単位	128単位
薬学部	薬学科	40単位	148単位	0単位	188単位

卒業要件単位の履修方法については、学部編の各学科卒業要件単位表ならびに共通教育等課程表および専門教育課程表を参照してください。なお、食環境栄養学科および現代子ども学科においては、卒業要件単位数とあわせて卒業要件上の付加条件を満たす必要があります。「**IV 履修規程について（履修規程第15条）**」を参照してください。



自由履修とは…

自由履修とは、卒業要件総単位数と、共通教育科目および専門教育科目における卒業要件上の必要最低修得単位数の合計との差を充足する履修形態をいいます。

自由履修に充当できる単位は、共通教育科目および専門教育科目において卒業要件上の必要最低修得単位数を超えて修得した単位、および教職に関する科目的単位です。

4 履修登録について

履修登録とは、学生各自が、自分の履修すべき授業科目を自ら決定し、所定のルールと手続きにしたがって、学生本人の責任において大学に届け出る行為です。別冊の「履修登録について」にしたがって行ってください。

履修登録していない場合、授業を受講することはできません。また、授業に出席し試験等を受験しても、単位認定の対象になりません。留年、その他の重大な結果につながりますので、十分注意してください。

※履修登録取消し制度について

履修登録変更締切日を過ぎてからの登録変更是認められませんが、通常授業開始後4週間以内であれば、登録を取消することができます。ただし、病気等でやむをえない場合は、この限りではありません。

また、集中講義の場合は、集中講義初日（16：45）まで登録を取消すことができます。

取消しを希望する場合は、履修支援センター窓口にて所定の手続きをとってください。ただし、新たな科目を登録することはできませんので十分注意してください。

5 履修上の留意事項について

履修に際して、守らなければならない規則は次のとおりです。

- (1) 開講基準年次にしたがって履修してください。下級年次に配当されている科目を履修することは認められますが、上級年次に配当されている科目は履修できません。
なお、他学科との合併授業の場合で、学科間で開講基準年次が異なるときは、自学科の配当年次が開講基準年次です。
- (2) クラス指定で開講されている科目は、所属のクラスで履修してください。ただし、再履修等の場合は、所属クラスでの履修を原則としますが、所属クラス以外での履修も許可します。



合併授業

学科間の話し合いにより、一つの授業を複数の学科で共同開講することができます。この授業開講形態を合併授業といいます。



再履修とは…

履修した結果、単位が認定されなかった科目を、次期または次年度以降に再び履修することを、再履修といいます。

再履修は、その科目が卒業要件上の必修科目である場合は、絶対に必要となります。選択必修科目や選択科目の場合で、その科目の単位数分を、同系列の他の科目の履修によって満たすことができれば、絶対に必要ということではありません。

また、再履修は、再履修しようとする科目的開講曜日時限が、履修計画上の時間割において空いているときに限り、可能となります。

なお、下級年次配当の科目を初めて履修する場合も、再履修と同じように考えてください。

(3) CAP制(履修登録できる単位数の上限)は、下表のとおりです。

		● 1年次 総合教育科目の上限は、 前期 4 単位、後期 4 単位、合計 8 単位まで					
学 部	学 科	1年	2年	3年	4年	5年	6年
文学部	日本語日本文化学科	42 単位	49 単位	49 单位	上限なし		
	英語英米文化学科	42 単位	49 単位	49 单位	上限なし		
	外国語コミュニケーション学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
生活環境学部	生活マネジメント学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	環境デザイン学科	48 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	食環境栄養学科	46 単位	60 单位	49 单位	上限なし		
現代文化学部	国際社会学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	情報文化学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	コミュニティ福祉学科	48 単位	55 单位	49 单位	上限なし		
人間科学部	現代子ども学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	心理学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
	芸術・芸術療法学科	42 単位	49 单位	49 单位	上限なし		
薬学部	薬 学 科	46 単位	49 单位	49 单位	49 单位	49 单位	上限なし

履修登録できる単位数の上限に含まれない科目、または影響を受けない場合があります。

【履修登録できる単位数の上限に含まれない科目】

- ①海外研修に係る授業科目
- ②2年次、3年次(薬学科は2~5年次)の教職に関する科目
- ③現代子ども学科の教科および教職に関する科目

【履修登録できる単位数の上限に影響を受けない場合】

- ①本学学生留学規程に基づき、2年次に海外留学をした学生の3年次履修登録の場合
- ②本学学生留学規程に基づき、3年次以降に海外留学をする学生の前年度履修登録(留学する前年度の履修登録前に留学誓約書を提出した学生に限る)の場合
- ③編入学生・転学部転学科生の3年次以降の履修登録の場合
- ④GPAが3.3以上の学生の翌年度履修登録の場合



CAP(キャップ)制(履修登録の上限設定)とは…

文部科学省は、大学設置基準(省令)において、「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるように努めなければならない」としています。このことを受けて本学では、履修規程の第12条において、履修登録単位数の上限を定めています。

履修登録単位数の上限設定は、1～3年次(薬学科においては1～5年次)にしています。

- (4) 他学部他学科生の履修が不可とある科目については、自学科生のみ履修が可能です。他学部他学科生の履修はできません。(シラバス参照)



他学部他学科履修とは…

学部学科を超えて、意欲のある学生が、他学部他学科に開設されている授業科目を履修できるようにした制度が他学部他学科履修です。本学の授業科目のうち、専門教育科目の一部については、当該学科以外の学科(他学部を含む)の学生でも履修ができるのです。なお、この履修により取得した単位は、自由履修の単位にすることができます。

ただし、他学部他学科履修できるのは、2年次からで、1年次においてはできません。また、すべての専門教育科目が他学部他学科履修の対象となっているわけではありません。専門教育科目のうち、以下に示した授業科目は、他学部他学科履修の対象から除外されていますので、履修登録に際しては注意してください。

- ① 卒業論文、卒業制作等の科目
- ② その他、当該科目の授業内容の関係から、履修者を自学科の学生に限る必要があると判断された科目

他学部他学科履修のできない授業科目は、シラバスに「他学部他学科生履修不可」と表記されています。シラバスは、教務関係情報ホームページにも掲載されていますので参照してください。

- (5) 既に単位修得した科目を、再度履修することはできません。
- (6) すべての授業科目について、履修者数に制限があります。抽選等により定員外となった場合は、その科目は履修できませんので、他の授業科目への履修変更等をしてください。
- (7) 一部の授業科目については、その科目的履修に際して、予め特定の授業科目を修得していることを条件とすることがあります。また、それ以外にも、履修上の条件の付いた科目があります。(シラバス参照)
- 履修上の条件のあるそれらの科目については、条件を満たす者のみ履修が可能です。



履修上の条件とは…

シラバスの履修上の条件欄に、「××（科目名）を履修済みのこと」と付記されている授業科目があります。これは、その科目を履修するには、先に××（科目名）を履修している必要があることを意味します。ただし、「履修上の条件」における「履修済み」には、次の者も条件に適う者として付加し、「履修済み」者とみなすこととします。

- ① 先に履修すべき科目的成績が「不可（F）」であった者
- ② 先に履修すべき科目を同時に履修する者

- (8) 授業科目の末尾に括弧数字がついている科目は、(1)から順に学修をしていく授業科目であり、数字順に履修をしていかなければなりません。
- (9) 授業科目の末尾にアルファベットがついている科目は、授業内容が異なっていることをあらわすものであり、履修順序の制約はありません。
- (10) 学期の始めにおいて、履修登録した科目が非開講になった場合は、その後の履修登録変更及び変更後の科目の3週目からの授業出席を認めます。



外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生に対する履修上の特例

本学では、外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生に対し、「日本語科目」と「日本事情に関する科目」を開設し、当該学生のみ履修を許可するとともに、履修に関する特例を次のとおり設けています。

- ① 外国人留学生が、日本語科目8単位を修得したときは、共通教育科目における母国語以外の英語教育科目または外国語教育科目8単位に読み替えることができる。ただし、日本語科目8単位を2つ以上の外国語の科目に分けて読み替えることはできない。
- ② 外国人留学生および外国において相当期間外国の教育を受けた学生が、日本事情に関する科目的単位を修得したときは、共通教育科目における総合教育科目的単位に読み替えることができる。

6

授業について

[1] 授業時間

授業は、1時限90分で行われます。

通常授業は、平日は5時限、土曜日は2時限までです。



授業時間割について

授業時間割は、それぞれの授業科目を前期・後期別、年次別、曜日・時限別にした一覧表であり、各学科別に編成されています。（授業時間割表は別刷で配布しています。）

[2] 授業の開講形態

授業の開講形態は次のとおりです。



1年間にわたり継続して授業が行われます。



前期または後期の半年間継続して授業が行われます。



通年または半期開講が、特別の事情により毎週授業を行えない場合、夏期または冬期の集中講義期間に授業が行われます。



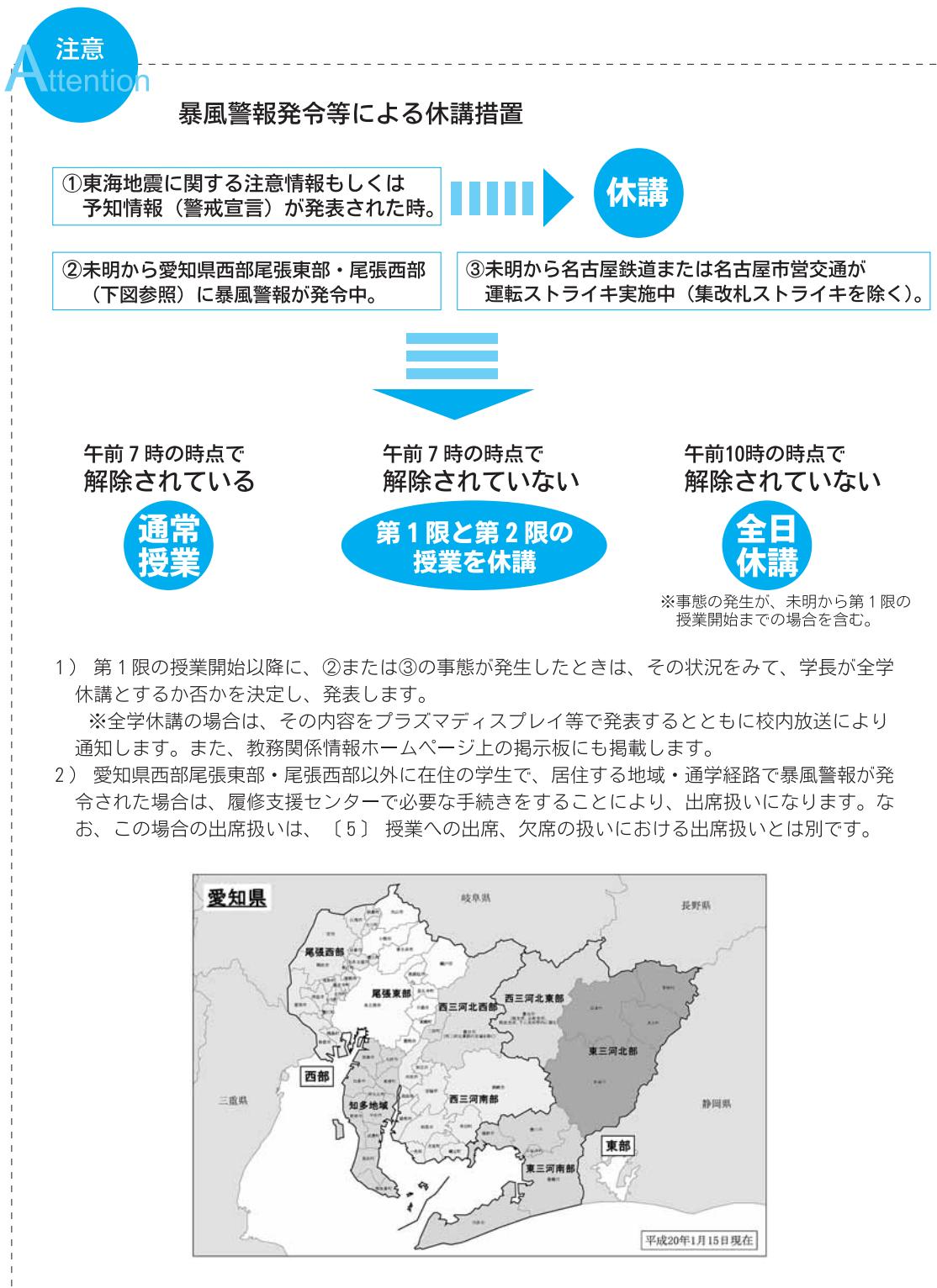
通年科目、半期科目

通年科目とは、1年間にわたり継続して授業が行われ、単位認定される科目（授業回数は原則として30回）であり、半期科目とは、前期または後期で終了し、学期ごとに単位認定される科目（授業回数は原則として15回）のことを行います。

[3] 休講

授業担当教員のやむをえない事由あるいは暴風警報発令等により、授業を休講にすることがあります。

- ① 予め判断している休講は、事前にスマートディスプレイ等で発表します。また、教務関係情報ホームページの授業情報（休講）にも同時に掲載します。
- ② 休講の発表がない場合で、授業開始時刻から30分以上経過しても授業担当教員から教室に連絡がない場合は、履修支援センターに連絡し、指示を受けてください。
- ③ 暴風警報発令等による休講措置については、次のとおりです。



[4] 補講

休講があった場合は、原則として授業が補てんされます。この補てん授業を補講といいます。

補講は「補講日」以外にも、授業期間の第5限、土曜日（1～5限）、夏期休暇期間中に実施されることがあります。Moodleでの補講もあります。

補講の実施は、事前に掲示板に掲示して発表します。また、教務関係情報ホームページの補講案内にも同時に掲載します。

[5] 授業への出席、欠席

1 授業への出席と単位認定について

授業には、原則としてすべて出席する必要があります。授業は半期15回、通年30回行われます。実授業回数の3分の1以上欠席した場合、当該科目の成績評価は「失格」となり、単位は認定されません。

2 授業を欠席した場合の取扱いについて

次のA・Bを除き、授業を欠席した場合の特別な取扱いはありませんので注意してください。

A 以下のa～eの場合は、授業を欠席しても履修支援センターで必要な手続きをすることにより、出席の扱いとなります。なお、出席の扱いができるのは1科目につき各期4回までです。（原則として集中講義は該当しません。）

a 各種学外実習の期間が重なった場合 添付書類 不要

博物館実習、早期英語教育実習、社会福祉現場実習、保育実習（保育所・施設）、精神保健福祉援助実習、音楽療法士施設実習、実務実習の期間が重なった場合

b 文化・スポーツ等の全国大会出場の場合 添付書類 当該大会等を主催する公的機関の証明書

文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会以上出場、もしくは、そのための公的機関が実施する強化合宿等の日程が重なった場合

c 指定されている感染症にかかった場合 添付書類 医師の診断書

学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病（共通11ページ参照）に感染または感染の疑いがある場合。

※ただし、日数は、学校保健法施行規則第20条に規定されている「出席停止の期間の基準」とする。

d 忌引きの場合 添付書類 保証人の証明書または会葬礼状など

忌引きは二親等までとし、次に示された日数*が限度です。

*日数は、葬儀の日を含む連続の日数



10日以内



血族… 7日以内
姻族… 5日以内



血族… 3日以内
姻族… 2日以内

（注）生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

e その他 添付書類 理由書など

上記a～d以外で、その他やむをえない事由であると教務部長が認めた場合

B 以下 **a** ~ **d** の理由により授業を欠席した場合、「授業出席取扱い証明書」の発行はできませんが、履修支援センターで必要な手続きをすることにより「学外実習等出席証明書」を発行しますので、それを授業担当者に提出してください。

なお、臨地実習は出席の扱いとなりません。学科が別に定めています。

- a** 社会福祉現場実習で、欠席が4回を超える場合
- b** 教育実習（教員採用試験を含む）の場合
- c** 介護等体験の場合
- d** 臨地実習（食環境栄養学科）の場合

[6] 授業への遅刻、早退

授業への30分以上の遅刻は、遅刻とはみなさず欠席となります。ただし、公共交通機関の遅延等により、遅延証明書が提出された場合を除きます。遅刻は2回をもって1回の欠席となります。早退についても遅刻と同様の扱いとします。

[7] 受講態度が悪いことによる欠席扱い

授業中に次のような行為を行ない、担当教員から注意を受け、さらにその上で教室からの退出を求められた学生は欠席扱いとなります。

① 授業に関係のない私語をした場合

（授業に関係するものであっても私語は避けてください。担当教員の言葉が聞き取れない、説明の内容が理解できない、板書の文字が読めないといった場合には、挙手して発言を求めるようしてください。）

② 携帯電話での通話や、メール等の送受信を行なった場合

（携帯電話の電源は必ず切っておいてください。）

③ 授業と関わりのない作業等を行なった場合

【学校保健法施行規則第19条に規定されている伝染病】

学校伝染病の指定された病名は次のとおりです。医師の診察を受け伝染の恐れがないと診断されてから登校してください。登校には、病名と出席停止期間が記載された診断書が必要です。診断書は、履修支援センターへ提出してください。

学校伝染病

	病 名
第一種	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血病、痘瘡、ペスト、マールバラグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルス）、南米出血熱、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核
第三種	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の伝染病

7

試験について

試験方法には、筆記試験のほか、プレゼンテーション、レポート提出、論文提出、作品提出、実技、実験、実習などがあります。

[1] 試験の種類と受験手続



A試験とは、成績評価に占める割合が40%以上の試験です。

追試験（③追試験を参照）の対象となります。

試験日程は、その都度掲示します。

試験教室は、授業教室と異なる場合があります。



B試験とは、成績評価に占める割合が40%に満たない試験です。



追試験とは、以下 a～h の理由によって、A試験を受験できなかった学生で、試験実施日から7日以内（休日を除く）に必要な手続きを行い、教務部長が認めた場合に実施される試験です。なお、追試験料は無料です。

- a 各種学外実習の期間が重なった場合 **証明書** 不要
- b 教員採用試験、保育士試験、図書館司書講習、就職試験が重なった場合
証明書 受験先の証明書または受験票（受講許可証）の写し
- c 文化・スポーツおよび社会的活動の全国大会以上出場、もしくは、そのための公的機関が実施する強化合宿等の日程が重なった場合
証明書 当該大会等を主催する公的機関の証明書
- d 居住する地域・通学経路で暴風警報が発令された場合 **証明書** 不要
- e 病気・ケガの場合 **証明書** 医師の診断書
- f 公共交通機関の事故（自家用車による通学での事故等は認められない）の場合
証明書 遅延証明書、警察による事故証明等
- g 忌引きの場合 **証明書** 保証人の証明書または会葬礼状など
忌引きは二親等までとし、次に示された日数*が限度です。
*日数は、葬儀の日を含む連続の日数



10日以内



血族…7日以内
姻族…5日以内



血族…3日以内
姻族…2日以内

(注) 生計をひとつにする姻族は血族に準ずる。

- h その他正当と認められる理由の場合 **証明書** 保証人連署の理由書
この場合、事前に履修支援センターに問い合わせてください。

**④
再試験
手続**

再試験とは、以下 **a b c** の場合に実施される試験です。受験の手続きは **c** の場合は不要ですが、**a b** の場合は必要です。なお、再試験料は1科目につき3,000円です。受験の手続き（試験料納入方法を含む）については、掲示板で通知します。

**(a)
手続必要**

最終学年で、卒業要件単位の不足が2科目以内（卒業論文・卒業制作等は除く）の学生に対して実施される場合の試験。ただし、卒業要件不足科目は、当該年度に履修し、成績が不合格（成績評価F）であった科目に限られます。

**(b)
手続必要**

共通教育科目英語教育科目の「英語コミュニケーションA～D(1)(2)」の成績と、外国語コミュニケーション学科が定めた専門教育科目の成績が不合格（成績評価F）であった学生に対して実施される場合の試験。外国語コミュニケーション学科再試験の詳細については、学部編を参照してください。

**(c)
手続不要**

食環境栄養学科、現代子ども学科、薬学科が定めた専門教育科目の成績が不合格（成績評価F）であった学生に対して実施される場合の試験。詳細については、学部編を参照してください。

[2] レポート、卒業論文・卒業制作等の提出について

1 レポートの提出について

レポートの提出に際しては、以下の事項に注意してください。

- a) レポートは、インク、ボールペン、パソコン（ワープロ）を用いて書き、ホッチキスやひもなどで綴じてから提出してください。
- b) レポートには、表紙をつけ、右の見本のように各項目名を記載してください。
- c) レポートは、指定の期日・時間までに、指示された提出先に提出してください。

見本A 4判（例）

年度、学期、履修クラス
科目名、担当教員名

レポート題目
(必要に応じて副題目)

所属学科、学年、組、学籍番号
氏名（必要に応じてローマ字名も）



履修支援センターのレポート受理について

授業担当者が提出先を履修支援センターと指定したレポートに限り受理します。

郵送によるレポート提出は受け付けないので注意してください。

また、授業担当者に直接提出するレポートについては、途中の事故を防ぐため、履修支援センターでは一切取り扱いません。授業担当者の指示に従ってください。

② 卒業論文・卒業制作等の提出について

卒業論文・卒業制作等は、指定された期間に履修支援センターへ提出してください。（なお、学科が別に定める場合は、この限りではありません。）郵送によるものは受理しませんので注意してください。

その他提出に係る詳細は、所属の学科が決定し、掲示などで通知されます。

〔3〕 受験時の諸注意（心得）

次の受験時の諸注意は必ず守ってください。なお、まぎらわしい行為は不正行為とみなされる場合があるので、受験の際は、他から疑問をいたかれるような行為はとらないようにしてください。

- ① 学生証を必ず携帯し、筆記試験中は写真の面を上にして机上に提示し、試験監督者が確認しやすいように置くこと。
- ② 学生証を忘れた、または紛失した場合は、受験前に履修支援センターへ願い出て、受験許可証を発行してもらってから受験すること。なお、受験許可証は、発行日のみ有効であり、使用後は当日中に必ず履修支援センターへ返却すること。
- ③ 試験教室では、教室前方に掲示された「着席番号表」に指定された席で受験すること。万一、自分の学籍番号が一覧表にない時は、試験監督者にその旨を申し出て受験し、終了後に履修支援センターへ申し出ること。
- ④ 試験教室においては、常に試験監督者の指示に従うこと。（指示に従わない場合は、退室を命じられます。）
- ⑤ 試験開始後20分以上遅刻した学生は、その試験教室に入室して受験することはできない。また、試験開始後20分以内は、その試験教室から退室できない。なお、理由の如何に拘わらず、試験教室からいったん退室した学生は、その試験教室に再入室できない。
- ⑥ 試験中は、学生証・筆記用具の他は、試験監督者が許可または指示していないものを机上に置かないこと。なお、必要なものがある場合は、事前に試験監督者に許可を得ること。
- ⑦ 机の中には何も入れないこと。なお、試験に不要な物は、カバン等に入れて、床の上に置くこと。
- ⑧ 下敷は、試験監督者の許可がない限り使用できない。
- ⑨ 試験中は、携帯電話等の電源を必ず切ること。（試験中に着信音等が鳴った場合は、退室を命じられることがあります。）

[4] 不正行為・不正レポートと罰則について



不正行為を行った者を、学則第46条に基づき、訓告、停学、退学のいずれかの懲戒に付します。
同時に、その学期の全科目の成績評価を「失格」とします。

1 不正行為について

試験中に不正行為を行ったと認められた学生は、直ちに受験を停止し、試験監督者の指示に従わなければなりません。

以下の場合は、不正行為にあたります。

- a) 他人の答案用紙をのぞいたり、他人と答案用紙を交換した場合
- b) 他人と話をした場合
- c) 当該試験科目に関係したものであるか否かを問わず、不正行為物件（カンニングペーパー、携帯電話、デジタルオーディオプレーヤー等の不正行為に使用できる全ての用具をいう）を所持していた場合
- d) 本人が書いたか否かを問わず、机上等に当該試験科目の内容が書いてある場合
- e) 代理受験を行ったり、依頼をした場合
- f) その他、試験監督者が不正行為と認めた場合

2 不正レポートについて

書籍、論文、新聞、ホームページ、他の学生が書いたレポート等に記載されたものを、出典を明らかにせずに用いる等、剽窃（ひょうせつ）した箇所があるレポートは不正レポートとみなし、提出者の当該科目の成績評価を「失格」とします。

なお、他人のレポートを丸写ししたり、他人にレポート作成を依頼するなど、悪質な不正レポートと認められる場合は、不正行為とみなします。

※不正レポートとみなされないための注意

自分の意見を述べるために、必要な範囲で他の著作物から引用する場合は、引用箇所を「」で囲むなどして明示するとともに、出典を明らかにする必要があります。以下に引用の仕方の一例を記します。このような形で記述すれば、不正レポートとみなされることはありません。なお、専門分野によって表記の方法が異なるため、当該科目の担当教員の指示に従ってください。

《引用の仕方の例》

(例) 金城花子(2008)は、「……」と述べている。一方、金城すみれ(2009)は「……」と述べている。

引用文献

- 1) 金城花子(2008)、書名、○○出版社、pp.100-112
 - 2) 金城すみれ(2009)、サイト名、<http://www.kinjo-u.ac.jp/kyoumu-sample.html>
(最終アクセス日 2009/07/10)
- (注) 引用文献は文末に示すことが一般的です。

8

成績評価と単位認定について

履修した授業科目は、通年科目の場合は年間の成績で単位認定され、半期科目の場合は半年間の成績で単位認定されます。

いったん認定された単位の取消しおよび成績評価の変更はできません。

また、本学では成績評価の客觀性と厳格性の確保および学生の学修意欲の向上を目的として、GPA制度を導入しています。GPA（Grade Point Average/成績平均点数）とは、成績評価に対してそれぞれGP（Grade Point）を定め、1単位あたりの成績平均点数を示したものです。

GPAは、成績単位修得通知表に記載されるとともに、一部選考資料としても利用されます。

GPAの計算式は次のとおりです。なお、GPAの計算式においては、F・欠・失の履修登録単位数も分母に加算されますので、それらが多いとGPAは低くなります。

$$GPA = \frac{4 \times (AA\text{の単位数} + 検の単位数) + 3 \times A\text{の単位数} + 2 \times B\text{の単位数} + 1 \times C\text{の単位数}}{AA \cdot A \cdot B \cdot C \cdot F \cdot 検 \cdot 欠 \cdot 失\text{の履修登録単位数合計}}$$

※履修登録を取消すことができます。詳しくは、履修登録取消し制度（共通4ページ）を参照してください。

※次の3科目はGPAの対象とならないGPA除外科目です。

【共通教育科目「キャリア開発E(2)」、食環境栄養学科「臨地実習」、薬学科「実務実習」】

(1) 成績評価の基準と合否の別および単位認定の可否については次のとおりです。

合格

単位認定可

成績評価	GP	成績評価の内容
AA	4	100点～90点
A	3	89点～80点
B	2	79点～70点
C	1	69点～60点
検	4	検定試験等の合格又は成果に係る学修
他	対象外	大学以外の教育施設等における学修
換	対象外	他の大学又は短期大学において修得した単位
留	対象外	外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位
既	対象外	入学前の既修得単位
編	対象外	編入学前の既修得単位
再	対象外	再入学前の既修得単位
転	対象外	転学部転学科前の既修得単位

不合格

単位認定不可

成績評価	GP	成績評価の内容
F	0	59点以下
欠	0	出席回数は充足しているが受験しなかった場合
失	0	出席回数不足で受験した場合 出席回数不足で受験しなかった場合 不正行為を摘発された場合



- a) 試験を欠席した場合でも試験以外の学修成果により単位認定があります。
- b) 正当な理由で試験を欠席した場合でも、いったん成績が出る場合があります。その場合のG P (G P A)は一時的に低くなります。ただし、追試験を受験し、成績評価が出た段階でG P (G P A)は更新されます。
- c) G P 欄に数値の入っていない科目（他・換・留・既・編・再・転）は、G P Aの対象となりません。

(2) 成績（G P A付記）の結果は、アドバイザー教員等が成績単位修得通知表を学生個人に渡すことによって、発表されます。（口頭では一切行いません。）

成績（G P A付記）の結果発表時期（成績単位修得通知表を渡す時期）は、教務関係事項スケジュール表を参照してください。

(3) 成績の問い合わせは、成績単位修得通知表の発行日より1週間以内（最終日が休日の場合、その翌日）に、履修支援センターに申し出てください。



成績単位修得状況は、学生個人に発表したあと、保護者へも「成績単位修得通知表」を郵送し通知します。ただし、保護者へ郵送した「成績単位修得通知表」は、原則として成績の問い合わせの対象にはなりませんので、注意してください。

9

各種の単位認定制度について

学則等に基づく単位認定制度の対象となり得るものには、次の〔1〕～〔6〕に示すものがあります。いずれの場合も、認定された単位は卒業要件単位として認められます。

ただし、**教育職員免許状申請上の単位としては認められないことが多いので、教職課程履修者は注意が必要です。**（詳細については履修支援センターで確認のこと。）また、卒業上の履修計画の観点からすると、これらの単位認定制度の適用を受けようとする学生は、所属学科の教員と十分相談することが必要です。

なお、〔1〕～〔5〕に関して単位認定を希望する学生は、単位認定申請書（履修支援センター備え付け）と必要関係書類を履修支援センターへ提出し、申請する必要があります。〔6〕については、履修登録が必要です。

本学において修得したとみなす認定単位数の範囲は、下表のとおりです。

内 容	認定単位数の範囲	
	項目別	合計
国内の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等	60単位以内	60単位 以内
外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位	60単位以内	
国内の大学に留学して修得した単位	60単位以内	
大学以外の教育施設等における学修 (外国语検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む)	60単位以内	
入学前の既修得単位等	60単位以内	

〔1〕 国内の他の大学又は短期大学における授業科目の履修等

教育上有益と認められるときは、国内の他の大学又は短期大学において履修し修得した授業科目の単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学が現在、単位互換協定を締結している他の大学又は短期大学は、愛知学長懇話会のもとで包括協定を締結している愛知県下の本学を除く全ての国公私立大学と、京都にある同志社女子大学です。

〔2〕 外国の大学又は短期大学に留学して修得した単位

本学学則では、前述〔1〕の規程は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する、としていて、教育上有益と認めるときは、留学先で修得した単位を60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学の学生として海外留学する場合、本学に在学したまま留学する在学留学と、本学を休学して留学する休学留学が考えられます。いずれの場合も、単位認定制度の適用の対象となる点では同じです。しかし、留学期間が在学年数に算入されるか否か、本学の留学生奨学金受給申請資格が有るか否か、といった点において差異があります。

本学では、国際交流センターにおいて、在学留学としての海外留学プログラムを実施しています。この海外留学プログラムは、本学の学生留学規程に基づくものです。学生留学規程に基づく留学には、本学と国際交流協定を締結している海外の大学に留学する「交換留学」と「派遣留学」、ならびに、留学先の大学又は短期大学を学生自身が選定して留学する「認定留学」の3種類があります。募集および選考は国際交流センターが行いますので、詳細については同センターへ問い合わせてください。

[3] 国内の大学に留学して修得した単位

外国の大学等への留学と同様に、教育上有益と認めるときは、国内の大学に留学して修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

本学が現在、国内の留学先として協定を締結している大学は、京都にある同志社女子大学です。



単位互換協定に基づく他大学での履修とは…

単位互換協定とは、他の大学または短期大学において履修し修得した授業科目的単位を、本学において修得した単位とみなすことが、本学にとっても教育上有益と認められるときに、相手大学等と締結する大学間の協議書です。したがって、単位互換協定を締結している大学で修得した単位については、本学において修得した単位とみなし、単位認定されます。

本学は現在、次の大学等と単位互換協定を締結しています。

① 國際交流協定大学

Agnes Scott College (アメリカ)、West Virginia University (アメリカ)、
Hawaii Pacific University (アメリカ)、Highline Community College (アメリカ)、
Lindsey Wilson College (アメリカ)、Liverpool John Moores University (イギリス)、
London Metropolitan University (イギリス)、University of Tasmania (オーストラリア)、
University of Western Sydney (オーストラリア)、University Jean Moulin-Lyon 3 (フランス)、
Medicine Hat College (カナダ)、韓南大学校 (大韓民国)、淑明女子大学校 (大韓民国)、
杭州師範大学 (中華人民共和国)、吉林大学 (中華人民共和国)、
吉林大学珠海学院 (中華人民共和国)、Payap University (タイ王国)

ただし、海外の大学への留学に関しては、その留学が、本学の学生留学規程に基づく留学（認定留学を含む）と認められれば、留学先の大学が協定大学であるか否かに拘わらず、留学先の大学において修得した単位については、単位互換協定大学における修得単位と同様に単位認定されます。

② 愛知学長懇話会のもとでの包括協定大学（愛知県下の本学を除く全ての大学）

③ 志同社女子大学（京都）

[4] 大学以外の教育施設等における学修（外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修を含む）

教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（記載省略）を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

これらの学修のうち、外国語検定試験等の合格又は成果に係る学修については、後述の別表に記載したとおりです。外国語検定科目に単位認定された場合は、認定された外国語検定の各科目に対応する同一番号の当該外国語科目の学修は済んだものとみなされます。なお、本学内で実施している「TOEIC（主催／言語センター）」と「TOEFL（主催／国際交流センター）」も単位認定の対象となりますので利用してください。

〔5〕入学前の既修得単位等

教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修し修得した授業科目の単位（科目等履修生として修得したものも含む。）や、入学前に行った大学以外の教育施設における学修を、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことがあります。

※ただし、編入学した学生の入学以前の既修得単位の認定は、この定めとは別に行います。

〔6〕外国の大学が実施する海外語学研修プログラムに参加する場合

夏期休暇中などに、外国の大学が実施する海外語学研修プログラムに参加する場合で、教育上有益と認められるときは、共通教育科目における総合教育科目の「海外研修A～E」、外国語コミュニケーション学科生は、専門教育科目「海外英語／中国語／フランス語／ドイツ語研修」の履修登録を認め、単位認定することができます。語学研修する当該学期で、期日（教務関係事項スケジュール表に記載）までに履修登録用紙（履修支援センター備え付け）で登録してください。

海外語学研修科目への履修登録に際しては、本学の国際交流センターが実施しているプログラムのものを除き、研修を予定するプログラムが、教育上有益と認めるものに相当するか否かを、事前に履修支援センターへ申し出て、確認することが必要です。

本学では、国際交流センターにおいて、本学と国際交流協定を締結している海外の大学との間で、語学（ただし、英語、中国語、フランス語、ドイツ語に限る）研修を中心とした海外研修旅行プログラムを実施しています。このプログラムは、本学が教育上有益と認める海外語学研修ですので、履修登録に際しては、事前に履修支援センターへ申し出て確認をする必要はありません。詳細については、国際交流センターへ問い合わせてください。

別表 (単位認定の対象となる検定試験等とその認定基準)

注意1：英語英米文化学科、外国語コミュニケーション学科、国際社会学科の「英語」、外国語コミュニケーション学科の「中国語」「フランス語」「ドイツ語」および国際社会学科の「中国語」に関する認定基準は異なります。詳細は学部編を参照してください。

注意2：認定授業科目を複数の検定試験等で認定する場合は、成績区分の上位の検定試験等で認定されます。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数	
実用英語技能検定試験 (英検)	2級	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位	
	準1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	1級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	450～480点	外国語検定(英語コミュニケーションA又はB)	2単位	
	481～510点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位	
	511～550点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C又はD)	6単位	
	551点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
Test of English for International Communication (TOEIC)	470～560点	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位	
	561～650点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位	
	651～750点	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	751点以上	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
国際連合公用語・英語検定試験 (国連英検)	C級	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位	
	B級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	A級	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	PET(2級)	外国語検定(英語コミュニケーションB)	2単位	
	FCE(準1級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B)	4単位	
	CAE(1級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、D)	6単位	
	CPE(特級)	外国語検定(英語コミュニケーションA、B、C、D)	8単位	
ドイツ語技能検定試験	3級	外国語検定(ドイツ語1、2)	2単位	
	2級	外国語検定(ドイツ語1、2、ドイツ語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4)	6単位	
		外国語検定(ドイツ語会話1、2)		
	1級	外国語検定(ドイツ語1、2、3、4) 外国語検定(ドイツ語会話1、2、3、4)	8単位	
実用フランス語技能検定試験	3級	外国語検定(フランス語1、2)	2単位	
	準2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1)	3単位	
	2級	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2)	6単位	
		外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)		
	1級	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)	8単位	
フランス語資格試験	(DELF)	A 2	外国語検定(フランス語1、2)	2単位
		B 1	外国語検定(フランス語1、2、フランス語会話1、2)	4単位
		B 2	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2)	6単位
	(DALF)	C 1	外国語検定(フランス語1、2、3、4) 外国語検定(フランス語会話1、2、3、4)	8単位
中国語検定試験	3級	外国語検定(中国語1、2)	2単位	
	2級	外国語検定(中国語1、2、中国語会話1、2)	4単位	
	準1級	外国語検定(中国語1、2、3、4、中国語会話1、2)	6単位	
	1級	外国語検定(中国語1、2、3、4) 外国語検定(中国語会話1、2、3、4)	8単位	

試験の種類	成績区分	認定授業科目		認定単位数
スペイン語技能検定試験	4級	外国語検定(スペイン語1、2)		2単位
	3級	外国語検定(スペイン語1、2、スペイン語会話1、2)		4単位
	2級	外国語検定(スペイン語1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話1、2)		6単位
	1級	外国語検定(スペイン語1、2、3、4) 外国語検定(スペイン語会話1、2、3、4)		8単位
韓国語能力試験	3級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2)		2単位
	4級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、韓国・朝鮮語会話1、2)		4単位
	5級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2)		6単位
	6級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2、3、4)		8単位
ハングル能力検定試験	準2級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2)		2単位
	2級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、韓国・朝鮮語会話1、2)		4単位
	準1級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2)		6単位
	1級	外国語検定(韓国・朝鮮語1、2、3、4) 外国語検定(韓国・朝鮮語会話1、2、3、4)		8単位
通関士試験	合格	通関業務研究		3単位
総合旅行業務取扱管理者試験	合格	旅行業務研究		3単位
二級建築士	合格	建築基礎製図 空間デザイン基礎実習 環境デザイン学科住居・都市環境コースの展開科目の必須科目もしくは選択必修科目○1～○3の中から1科目	2単位	6単位
初級システムアドミニストレータ(平成21年度春期試験まで) ITパスポート試験	合格	生活マネジメント学科※	情報処理演習(1) 情報化社会論 情報通信ネットワーク論	4単位 (左記の内2科目)
		情報文化学科※	情報システム論 コンピュータOS論 コンピュータネットワーク論	4単位 (左記の内2科目)
基本情報技術者	合格	生活マネジメント学科※	情報処理演習(1) 情報化社会論 情報通信ネットワーク論	6単位
		情報文化学科※	情報システム論 コンピュータOS論 コンピュータネットワーク論	6単位
色彩検定	2級	環境デザイン学科※	カラーコーディネート論	2単位
	1級		カラーコーディネート論 カラーコーディネート演習	3単位
	2級	情報文化学科※		
	1級		カラーコーディネート	2単位

※付記：1. 指定学科の学生は、他学科の授業科目は認定されません。
 2. 指定学科以外の学生は、2学科にわたる授業科目は認定されません。

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門 マルチメディア検定ベーシック CGエンジニア検定 CGクリエイター検定	3級	デザイン表現入門 デザイン表現A（イラスト） デザイン表現B（3D-CG） Webデザイン入門 Webアニメーション入門 Web制作A（情報編集） Web制作B（情報表現） Web制作C（Web運営） CG知識・技術 マルチメディア表現及び技術 CM制作 デジタルコンテンツ制作	2単位
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門 マルチメディア検定エキスパート	2級	同上	4単位
CGエンジニア検定CG部門 CGエンジニア検定画像処理部門 CGクリエイター検定ディジタル映像部門 CGクリエイター検定Webデザイン部門	1級	同上	6単位
簿記検定試験	2級	簿記入門	2単位
	1級	簿記入門 会計学入門	4単位
貿易実務検定	A級	貿易実務研究	2単位
	準A級		
	B級		

外国人留学生に適用

試験の種類	成績区分	認定授業科目	認定単位数
日本語能力試験	1級	日本語201 日本語202	10単位

大学共通編

II

学籍上の諸手続き

学生の身分に関する異動（学籍異動）には、休学、復学、退学、再入学、除籍があり、事情および必要に応じて願い出ることができます。いずれの場合にも、教授会の承認が必要となるので、事前にアドバイザー教員等とよく相談して進めるようにしてください。



(1) 休学について

病気またはその他のやむをえない理由により、修学困難な期間が2カ月以上となるような場合は、休学を願い出ることができます。休学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の休学願を提出してください。



◆休学に関する参考・注意

- ① 入学初年次の前期については、その理由が病気又は留学の場合を除き休学は許可されません。
- ② 休学期間中は、授業料等の学納金に代えて在籍料を納付してください。授業開始8週間以内に休学を願い出た場合の在籍料は、半期50,000円です。また、授業開始8週間を経た後に休学を願い出た場合の当該学期の在籍料は、授業料の半額相当額です。
- ③ 休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えてください。
- ④ 休学は、1年以上にわたることができません。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き許可されることがあります。
- ⑤ 休学期間は、通算して4年（薬学科においては6年）を超えることはできません。
- ⑥ 休学期間は、在学期間に含まれません。

(2) 復学について

休学が終了した場合（休学期間中に休学の理由が解消した場合を含む）は、保証人連署の上で、本学所定の復学願を提出してください。



◆復学に関する参考・注意

病気による休学の場合は、復学可能であることを証明する医師の診断書を添えてください。

(3) 退学について

病気またはその他のやむをえない理由により退学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の退学願を提出してください。



◆退学に関する参考・注意

- ① 納付済みの授業料等の学納金は、事情の如何にかかわらず返却されませんので、注意してください。
- ② 退学年月日は、原則として授業料等納入期の終了の日となります。ただし、授業料等納入済みの学期の途中で退学する場合は、この限りではありません。

(4) 再入学について

いったん本学を退学したものの、再び本学での修学を希望する場合は、再入学を願い出ることができます。再入学を願い出る場合は、保証人連署の上で、本学所定の再入学願を履修支援センターに提出してください。



- ① 退学の理由が正当なものでない場合は、再入学が許可されないことがあります。なお、本学学則46条から48条において退学または除籍を命じられた者は再入学できません。
- ② 再入学は、各年度初めに限られます。再入学願は2月末日までに提出してください。
- ③ 再入学を許可された者は、再入学金として、再入学年度の新入生の入学金の半額を納入しなければなりません。また、再入学者の授業料等学納金額は、再入学した学年次と同等となります。

(5) 除籍について

次のいずれかに該当した者は、除籍となります。

- ① 在学期間が8年（ただし、薬学科生は12年）を超えた者
- ② 通算して4年間休学したにもかかわらず、なお修学できない者
- ③ 授業料等の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ④ 長期間にわたって行方不明の者
- ⑤ 在学中に死亡した者



留学の場合は…

本学学生留学規程に基づく留学（交換留学、派遣留学、認定留学）が許可された学生の留学期間中の学籍上の身分は「留学」として取り扱われます。

ただし、休学して留学する場合の学籍上の身分は、「留学」ではなく「休学」です。

留年とは…

本学における教育課程は、4年間（ただし、薬学科生は6年）の在学期間で修了するようになっています。しかし、在学期間は最長8年（ただし、薬学科生は12年）まで可能です。については、4年（ただし、薬学科生は6年）を超えて在学する学生の身分は、学籍上「留年」として取り扱われます。

ただし、この取り扱いは、本学内における在学中だけの扱いで、記録上も証明書等の発行書類上においても、一切記載されるものではありません。

大学共通編

III

教務事務の取扱いについて

1

事務取扱い時間について

事務の取り扱い時間は、次のとおりです。必ず時間を守ってください。

平日

午前9時より午後4時45分

土曜日

原則として取り扱いはしません

2

掲示等による伝達・連絡について

履修支援センターからの通知・連絡は、すべて所定の掲示板に発表しますので、毎日見なければいけません。掲示板の位置については、本学発行の学生ハンドブック「PRINTEMPS」を参照してください。



履修支援センターから皆さんへの連絡は基本的に掲示で行います。後述③の教務関係情報ホームページに掲載されている・いないに拘らず、掲示板の連絡を見なしたことによる不利益や、公示されたことに対する責任を免れることはできませんので、登校したら必ず掲示板を見るようにしてください。掲示されている内容について、電話等での問合せには、応じません。

3

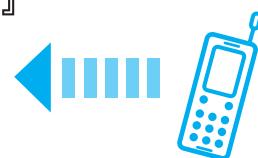
教務関係情報ホームページについて

教務事項を中心とした一部の情報（休講情報を含む）については、インターネット（Web）上にホームページを開設し掲載していますので、大いに利用してください。

『教務関係情報ホームページ』



- 休講
- 教室変更
- 時間割変更
- 掲示板
- その他



【教務関係情報ホームページのURL】

<http://kyomu.kinjo-u.ac.jp/>

パソコン及び携帯電話ともに上記のアドレスでアクセスできますが、携帯電話は機種によっては使用できない場合があります。

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| (1) 本年度開講科目一覧 | (6) 集中講義案内 |
| (2) シラバス検索 | (7) 教務関係事項スケジュール表 |
| (3) 教室使用状況（通常授業・通常授業以外） | (8) Web 履修登録（学内専用） |
| (4) 授業情報（休講・教室変更・時間割変更）
*携帯電話アクセス可 | (9) キャリア・アップ講座案内 |
| (5) 補講案内 | (10) 揭示板 *携帯電話アクセス可 |

4

諸届、願出について

諸届、願出等の提出期限が決められているものは、必ず期限内に提出しなければなりません。



提出の遅れたものについては、履修支援センターは一切受理しませんので、注意してください。

5

証明書等の発行について

証明書等の申込・発行については、本学発行の学生ハンドブック「PRINTEMPS」を参照してください。

なお、証明書関係の窓口（申込み・受取り）はすべて学生生活支援センターです。

大学共通編

IV

履修規程について

金城学院大学 履修規程

(根拠)

第1条 この規程は、金城学院大学（以下「本学」という。）学則第13条に定めるところに従い、授業科目の履修方法を定める。

(授業科目の履修上の区分等)

第2条 共通教育科目を、履修上の区分として、別表1に示す科目に分ける。

2 専門教育科目を、履修上の区分として、共通科目、基礎科目、展開科目、演習科目、卒業論文及び資格関連科目に分ける。ただし、学科により、この区分が異なることがある。

3 学科により、専門教育科目に履修上のコースを置くことがある。

(共通教育科目の履修方法)

第3条 共通教育科目の卒業要件単位の修得方法は、別表1に示すとおりとする。

(専門教育科目の履修方法)

第4条 専門教育科目の卒業要件単位の修得方法は、当該学科が専門教育課程表において示すところによる。

(自由履修)

第5条 自由履修とは、卒業要件総単位数と、共通教育科目及び専門教育科目における卒業要件上の必要最低修得単位数の合計との差を充足する履修形態をいう。

2 自由履修に充当できる単位は、共通教育科目並びに専門教育科目において卒業要件上の必要最低修得単位数を超えて修得した単位及び教職に関する科目の単位とする。

(各種資格に係る授業科目の履修方法)

第6条 各種資格取得のために必要な授業科目及び単位の修得方法は、当該資格課程を設置する学科が、当該取得資格の課程表において示すところによる。ただし、教員の免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位の修得方法は、本学が示す教職課程履修に係る教育課程表に基づく。

(履修者数による閉講)

第7条 開講した授業科目でも、履修者数によっては閉講することがある。

(他学部他学科履修)

第8条 2年次以上の学生は、他の学部学科が開講する専門教育科目の授業科目を履修することができる。ただし、他学部他学科履修の対象外授業科目を除く。

(海外研修に係る授業科目の履修)

第9条 外国の大学等が実施する外国における語学研修等のプログラムに参加する学生は、共通教育科目における総合教育科目の海外研修に係る当該授業科目を、所定期日までに登録の手続きをすることにより履修することができる。

(本学における履修とみなす学修の成果に係る外部の公的試験)

第10条 学則第16条の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし単位を認定する大学以外の教育施設等における学修のうち、学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験は、別表2に示すとおりとする。

(履修登録に関する基本原則)

第11条 履修未登録の授業科目は履修できない。また、履修登録の内容に誤りがあった授業科目に係る成績及び単位は認定されない。

- 2 履修登録期限後の履修登録内容の変更は、取り消しを含め原則としてこれを認めない。
(履修登録単位数の上限)

第12条 1年次における履修登録単位数の上限を原則42単位とする。ただし、上限単位数のうち、共通教育科目における総合教育科目については、その上限を前期で4単位、後期で4単位の計8単位とする。また、現代子ども学科においては、教科及び教職に関する科目を履修上の制限単位に含めない。

- 2 2年次、3年次（薬学科は2～5年次）における履修登録単位数の上限を原則49単位とする。ただし、教職に関する科目（現代子ども学科は、教科に関する科目も含む）及び再履修科目は、履修上の制限単位に含めない。
- 3 第1項、第2項の定めにかかわらず、学科の事情により、上限単位数を変更することがある。
- 4 最終年次における履修登録単位数の上限は設定しない。
- 5 第9条の海外研修に係る授業科目については、各年次において履修上の制限単位に含めない。
- 6 本学学生留学規程に基づき2年次に海外留学をした学生に対しては、3年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。3年次に海外留学をする学生で、2年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、2年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。4年次に海外留学をする学生で、3年次の履修登録前に留学誓約書を提出した者については、3年次に履修登録できる単位数の上限は設定しない。（ただし、薬学部においては、5年次、6年次についても同様とする。）
- 7 編入学生・転学部転学科生に対しては、3年次以降の履修登録単位数の上限は設定しない。
- 8 G.P.Aが3.3以上の学生に対しては、翌年次の履修登録単位数の上限は設定しない。
(履修制限)

第13条 一部の授業科目については、その内容又は授業教室の都合等の理由により、履修者数を制限することがある。

- 2 あらかじめ特定の授業科目を修得していることを必要とする授業科目については、その特定授業科目が未履修の学生の履修を制限することがある。
(履修禁止授業科目)

第14条 共通教育科目及び教職に関する科目の一部の授業科目については、特定学科の学生の履修を認めないことがある。また、専門教育科目の一部の授業科目については、当該学科の事情により他の学部学科又は特定学科の学生の履修を認めないことがある。

- 2 開講が上級年次に配当されている授業科目の履修は、これを認めない。なお、他学科等と合同で開講される授業科目についての配当基準年次は、当該学生が所属する学科が配当した開講年次とする。
- 3 既修得授業科目の再履修を認めない。また、同一名称授業科目又は同一授業内容授業科目の重複履修を認めない。
- 4 同一名称授業科目が自学科で開講されている場合は、他学科開講の同一名称授業科目の履修を認めない。

（卒業要件上の履修付加条件）

第15条 生活環境学部食環境栄養学科を卒業するためには、管理栄養士受験資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。

- 2 人間科学部現代子ども学科を卒業するためには、幼稚園教諭一種免許状または小学校教諭一

種免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目及び単位を修得することを原則とする。
(進級制限)

第15条の2 進級制限を設けることがある。進級制限に関する基準は、進級制限を行う学部がこれを定める。

(外国人留学生及び外国において相当期間外国の教育を受けた学生に関する特例)

第16条 外国人留学生に関する履修方法の特例は次のとおりとする。

(1) 外国人留学生が修得した日本語科目的単位は、共通教育科目における母国語以外の外国語科目的単位とすることができます。

(2) 外国人留学生が修得した日本事情に関する科目的単位は、共通教育科目における総合教育科目又は自由履修の単位とすることができます。

2 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間、外国における教育を受けた学生が、認められて日本事情に関する科目を修得した場合の単位の取り扱いについては、前項第2号の規定を準用する。

(履修細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法に係る細則は、これを別に定める。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の審議及び議決に基づき、これを行う。

別表1（共通教育科目の卒業要件単位の修得方法）

※ 内容については、学部編の「II 共通教育科目等の課程表」を参照してください。

別表2（学修の成果を単位認定の対象とする外部の公的試験）

実用英語技能検定試験（英検）	二級建築士
Test of English as a Foreign Language (TOEFL)	初級システムアドミニストレータ
Test of English for International Communication (TOEIC)	基本情報技術者
国際連合公用語・英語検定試験（国連英検）	情報セキュリティアドミニストレータ
ケンブリッジ大学英語能力検定試験	色彩検定
ドイツ語技能検定試験	マルチメディア検定
実用フランス語技能検定試験	CGクリエイター検定 Web デザイン部門
フランス語資格試験（D E L F、D A L F）	CGクリエイター検定 ディジタル映像部門
中国語検定試験	CGエンジニア検定 CG部門
スペイン語技能検定試験	CGエンジニア検定画像処理部門
韓国語能力試験	簿記検定試験
ハングル能力検定試験	貿易実務検定
通関士試験	日本語能力試験
総合旅行業務取扱管理者試験	I T パスポート試験